

第1回 丸亀市男女共同参画審議会 議事録	
日 時	令和3年9月24日(金) 午後1時30分～午後3時
場 所	市役所3階 302・304会議室にてWeb会議
出席者	出席委員 秋山ともえ 大池充 大谷秀雄 鎌倉克英 佐藤友光子 仙頭真希子 十河靖典 高橋悦子 竹田艶子 塚本詩乃 中野実千代 藤田秀光 眞鍋宣訓 溝渕由美子 審議会委員18名中、以上14名出席
	説明のため出席した者 総務部人権課長 津山佳久 人権課男女共同参画室長 堀瀬晴彦 人権課男女共同参画室主事 有田智瑛 人権課男女共同参画室 泉桂
欠席者	織田 博 曾我眞佐子 中橋恵美子 山西賢招
傍聴者	なし
議 事	(1) 令和2年度事業実績に対する評価(総括講評)について (2) 次期プランの素案について
会 議 の 概 要	
<p>開会 午後1時30分</p> <p>(人権課長) 今年度は、次期プランの素案策定を、ワーキンググループの方々のご協力である程度ひとつの形までまとめることができた。お礼を申し上げる。本日は、この次期プラン素案の内容確認と、現行プランにかかる各課の事業実績の評価をお願いする。さて、コロナ禍の現在、様々な制限や変更などを強いられた生活が続いているが、このような時だからこそ、新たに見えてきたものや、最良の方策を目指して取り組んでいることも多いと思う。男女共同参画の取り組みも同じように、社会の変化や流れに順応したり、呼応しながら進んでいけるよう実用性のある次期プラン策定につなげていければと思う。引き続きご協力をお願いする。</p> <p>(事務局) それでは本日の資料確認を行う。なお、現在佐藤会長の機器の動作に不具合があるため、回復するまで議事進行は溝渕副会長にお願いする。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>本日は山西委員、中橋委員、織田委員、曾我委員から都合により欠席の連絡を受けている。よって本審議会委員18人の内14人が出席し、丸亀市附属機関設置条例による「過半数以上出席」を満たし、この会議が成立していることを報告する。なお、</p>	

この審議会は、丸亀市附属機関会議公開条例により原則公開となっているが、WEB会議のため、動画公開は行わない。議事録については要点筆記で行い、発言については委員の名前を記載し、会長、副会長に内容を確認していただいた上で公開したい。

それではこれより審議会委員による審議に移らせていただく。進行は溝渕副会長にお願いします。

(溝渕副会長) それでは「(1) 令和2年度事業報告に対する評価(総括講評)」について。はじめに内容説明を事務局へお願いします。

(事務局) 予め評価のために必要な意見や質問を委員の皆さまから提出いただいた。この回答などをまとめたものが「質問・意見書(回答書兼用)」である。議題(1)の協議主題でもある、総括講評の視点について意見を頂戴するために、委員からの質問および担当課からの回答について、資料に沿って紹介させていただく。なお、時間の都合上、抜粋という形で紹介させていただく。

まず、回答書1ページ。高橋委員から「男も女も平等。自分と他者との対等な関係性を築くことや、お互いの足を引っ張らず、敬う、称えることが基本というのは、次期プランでの取り組み姿勢にも通じる意見だと思います。」と意見をいただいた。男女共同参画社会実現のために、相談などの環境整備や啓発を行う人材育成など、地道で繰り返しの行動を実直に市全体で実施できるよう、次期プランの進行管理をうまく実施していきたいと考える。

続いて、2ページ。市民への啓発は、コミュニティを主体とした取り組みをこれまで行ってきたが、その中で人権啓発パートナーに関して、質問が一番上の枠、溝渕副会長から、一番下の枠、織田委員からあった。

人権課からの回答は、各々質問の下の枠に掲載しているが、この取り組みは、組織体系も人権関連の取り組みも異なる市内17のコミュニティにおいて、人権啓発に理解・協力していただく方を増やそうとしたことが始まりの事業ということを最初にお伝えしておく。平成31年度から始めた取り組みであり、定期的に人権について考えていただく契機を設けることで、人権関連の課題認識の共有を図りつつ、人権啓発パートナーの方の理解向上を目指している。

その他、3ページの中段、十河委員からの質問「学校での児童会や生徒会活動への男女の視点での配慮」について、学校教育課の回答は「性別に関係なく、立候補者が出る事であるとか、投票できるように指導している」とある。

続いて、4ページ。溝渕副会長から「管理職を対象とした性的少数者との意見交換」の質問について、学校教育課から「コロナの影響もあり、意見交換会は管理職のみの参加となった」という回答であった。ただ、管理職から校内での報告・話を聞いて

たり、11月の人権・同和教育主任研修会で集合研修を受けるなど、今できることで理解を深めようとしていることが回答から読み取れる。

続いて6ページ。溝渕副会長からの質問「農業委員になってもうまくいかないプレッシャーとは」について。これには「農業分野は、家族経営が主であるため、男性優位の構造が色濃く残っており、就農継続が困難な現代において、農業分野の意思決定に少なからず影響のある農業委員については、男女関係なく委員になりたがらないと考える。その意味で女性委員が皆無に近い組織へ推薦されることには、かなりの抵抗感があるという意味でプレッシャーと表現している」と回答する。

続いて7ページ、竹田委員からの質問「保護者のための各種事業、利用者の大半は母親とお聞きした。父親限定の“父親すきっぷ”実績は“すきっぷ”に含まれているのか。父親の利用は増えたのか」に対する回答は、「「すきっぷ」の中に「父親すきっぷ」の実績も含まれており、R2年度は年2回、計12名の父親が参加している。父親が参加できる機会が少ないので、一度来所した人は継続参加を希望し、新規で参加する人もいるため、増加傾向ではある。」とある。すきっぷの開催回数が年11回、今年は年15回を予定だが、現在コロナの影響で個別対応で相談を受けている。実際はグループでの話し合い形式のため5～10人で話し合いを行う。グループ形式になった場合、どれぐらいの父親参加になるのか、今後の推移を見ていきたいと考える。

続いて8ページ。藤田委員から「コロナの感染防止から対人的な啓発活動が制限されているが、あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発事業は、中止や休止でなく、コロナ対策を講じるなり、代替方法など継続的な活動は必要である。より効果的な方法を検討されたい」と意見があった。

あらゆる課において、感染症対策を施しながら、工夫して取り組んでいくと回答があった。今回、審議会委員による担当課へのヒアリングは行っていないが、これらの質問や意見に対する担当課の回答が、ヒアリングに代わるものになったと考えていただければ幸いである。

10ページの下枠、藤田委員からの資料3、4に対して「DV相談の窓口として市の相談先を知っている割合が微増。DV相談件数は年々減少。DVを受けた人の割合は基準年よりやや増加。DVを受け、相談しなかった人の割合は基準年より男女とも高くなった。以上のことから、啓発方法・手法を再検討する必要はないか」と質問があった。

人権課男女共同参画室から「今般のコロナ禍は、これまで以上にDVの潜在化、深刻化につながると考えており、相談件数の減少＝DV減少とは考えていない。決定的な啓発方法はないのかもしれないが、相談に来られた人が何をもって相談に来たのか、県・市の相談窓口で聞き取りしてもらおうよう現在依頼しており、これらを踏

まえ、再検討する」と回答させていただいた。相談することに対する抵抗感なども踏まえ、対策を検討していきたい

。 続いて 11 ページ。溝渕委員からの質問「妊娠に関する相談、不妊治療に関する相談体制は？」に対して、健康課は「相談や問い合わせに対しては、電話や窓口で個別に話を聞き、内容によっては継続して保健師が関わっている。相談のきっかけとして、コミュニティで行う健康課の行事や子育て広場などで来場された方へ、個々に声掛けするなど、相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。また、庁内の関係各課や県関連施設と連携を図り、個別支援を行っている。」と回答している。庁内の関係各課は少し弱い可能性があるが、県関連施設との連携も図って取り組んでいるということで今後強化していくと考える。

最後に 12 ページ。大谷委員からの質問「課長評価によると、性的少数者への正しい理解がより多くの市民に浸透してきているとあるが、当事者と一部の教職員止まりとなっている感触が私には感じられる。保護者や一般市民の理解度はメディアの影響による全国平均並みではないか？丸亀市における特段の成果があれば教えてほしい。」に対する人権課回答が「市内の全公立小・中学校の校長や教頭への研修実施や、研修で得た知識を各々の学校でフィードバックしていただき、先生方の児童・生徒への関わり方に役立っていることが成果であり、データのにも平成 30 年度に実施した「性的少数者に関するアンケート」から、半数以上の方が性的少数者（LGBT）の方に対する社会的な意識は高まっていると回答している。具体的には、57.5%の方がそういった回答をしている。

その他、性的少数者への相談窓口の設置や当事者との交流会や意見交換会などに取り組んでおり、理解者・支援者になりたい方の参加があるのは、成果であると回答している。

男女共同参画に関する理解を自らの行動として変化させることは難しいことかもしれないが、歩みを止めることなく継続的に、しかも工夫を施しながら実践していく必要性を再確認させていただいた内容だったと思う。この内容については、担当課だけでなく、庁内での情報共有にも利用する予定である。

以上、抜粋ではあるが令和 2 年度実績に対する質問・意見への担当課からの回答報告とさせていただく。

(溝渕副会長) 今年度は個別に担当課に対して評価は行わないが、質問や意見があれば願います。
→意見なし

今年度の総括講評について。第 4 次男女共同参画プランまるがめ（素案）の 25 ページに昨年度の総括講評の内容が書かれている。

昨年度の総括講評では、関係各課との連携について指摘し、縦割りではなく横の連

携を強化するようお願いした。

また、主体的な意識強化について、幅広い視点をもって他の市町の取り組みなども勉強し自分自身のスキルアップを図りながら事業に当たってもらいたいとお願いした。

今年はその内容も継続した上で、他に加えるべきものがあれば意見をお願いしたい。

(佐藤会長) 以前鎌倉委員から連携に関しての意見があったが、それについて回答をお願いしたい。

(事務局) 鎌倉委員はワーキンググループメンバーの一人であり、素案に対して意見をお聞きした際、「連携について次期プランでは実効性のあるように取り組んでほしい」と意見があった。次期プランで反映することを考えている。令和2年度の実績報告に対する評価でも連携について十分組み込む必要あると考える。

(溝渕副会長) 他に意見があればお願いしたい。

→意見なし

現在コロナの影響により、居場所がない、自宅にいないけれども自宅が安全な場所ではないという方々の状況が懸念されている。それに対して、子ども食堂を運営する、学習支援の場をつくるなど、地域の様々な団体が新しい居場所づくりを始めたりもしている。市は、そうした地域の団体とも連携しながら課題解決に当たる姿勢も必要だ。それを総括講評に追加し、次期プランにも取り入れてほしい。

(事務局) その他総括講評について意見があればお願いしたい。

→意見なし

今の意見について事務局の方で取りまとめ、後ほど会長と副会長に内容確認をした上で市に提出したい。

作成するまで時間があるため、本会議の終了後にもし意見があれば事務局までご連絡をお願いしたい。

(溝渕副会長) それでは議事(2)「次期プランの素案について」に移る。事務局より、説明をお願いしたい。

(事務局) 今回の素案作成については、昨年8月から9月に実施した市民・企業アンケートの結果を基に市の現状把握を行うことから始めた。そして、男女共同参画審議会委員を中心とする9人の方と関係課市役所職員9人から構成するワーキンググループ(WG)会議を設置し、今年の3月から4月にアンケート調査の補充調査のため、企業・コミュニティ・教育現場等へのヒアリングを行った。その後、3つの班に分かれて素

案づくりのための班別討議を7月30日までに計5回実施し、ワーキンググループ全体会をさらに2回実施して調整したのが、お手元にある素案である。また、市長あいさつである「はじめに」や、参考資料部分が掲載されていないが、骨格部分であるプラン策定の背景であるとか、プランの基本的な考え方、担当課が取り組む具体的な施策、プランの推進体制について、順番に説明を行うので、ご確認いただき、ご意見を頂戴したい。

それでは、素案の概要説明として「資料7」を使って説明させていただく。

資料7の1ページ。本市の第3次男女共同参画プランは平成29年4月に運用が始まり、今年度が計画期間の最終年の5年目となる。運用開始からこれまで、社会的に男女共同参画事業に対する大きな変化があった。これが、青枠の左上、ピンクの丸囲み「現状」に記載している4項目である。

1つ目、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響顕在化。これは、昨年度はじめに学校の休校措置に伴う子どもをだれが看るのかというところで、女性にその負担が大きいかかったとか、DV相談件数が増大していることなどがあげられる。

2つ目、人口減少と少子高齢化が更に進行。

3つ目、法律・制度の整備進展ということで、コロナ禍となる以前から「働き方改革」が国から促され、これを実行するため「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が企業に義務付けられたり、男性の育休取得促進のために補助金制度が創設されたりしている。最近では、コロナの影響でテレワークや在宅勤務、時差出勤、フレックスタイム制の導入など、仕事と生活の両立が実行できる環境づくりが目に見えて進んでいる状況である。

4つ目、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流を踏まえた活動。これは、ジェンダーギャップ指数をはじめとした、様々な指標で見ると、日本はジェンダー平等社会後進国と言わざるを得ない状況になっている。諸外国の取組スピードは速く、日本は国際的に大きく差を拡げられており、SDGsの理念を活用しながら、あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を今以上に意識し、取り組む必要がある。

このような社会情勢の中、現行プランを運用しているが、次に、資料7青枠内の右にある第3次プランで「達成したこと・課題として残ったこと」について、特徴的なものを4つご紹介する。

達成したことで最たるものは、審議会等への女性委員の登用率向上である。委員委嘱の3か月前までに総務部長への事前協議を行っていただいているが、この実施を徹底することにより、国が公表している市町村女性参画状況の見える化マップの昨年度報告では、本市が全国4位、四国内では1位という結果となった。

一方、課題として残ったものは、社会全体で「男性の方が優遇されている」と思う人が6割以上の高止まりの状態であったり、DV被害にあっても、どこにも相談しない人の割合が、前回調査よりも高く、結果的には、自分がかかえこんでしまう人が多くなったりしていることなどが挙げられる。

啓発・周知活動の更なる工夫が必要だが、4番目に記載している地域活動や社会活動へ参加をしない若者層の割合が全年齢平均の30ポイント弱も高いという結果から、今後は市民啓発はコミュニティを主体とするだけでなく、誰もが情報を入手しやすい方法の模索や、参加しやすい行事の時間帯設定など、対策を柔軟に変化させながら行っていく必要があると考える。

次に、現行プランからの主な変更点3つを説明する。

次期プランでは担当課の事業計画と審議会評価の方向性を双方が意識しやすくするため、各目標を3つの基本方向に分類した。具体的な記載部分は、素案の31ページの第4次プランの3つの○部分である。

そして、第3次プランの8つの目標を、次期プランでは7つにまとめた。まとめ方としては、現行プランの目標2の意識醸成と目標7の健康保持を次期プランでは目標2の「教育と学びの機会の充実」としてまとめ、目標数を減らすことで、プラン全体を俯瞰しやすくした。

資料7最後のSDGsの視点を加えるというのは、本市では、SDGsの理念を含んだ独自の計画を各担当課が策定しており、次期プランに掲載することで、各課プランと同じ理念、方向性で取組をしていると理解しやすくなると思う。これにより、男女共同参画の視点をこれまで以上に意識しながら担当課が事業に取り組むと考えている。具体的な記載部分は素案の32ページの体系図や35ページのような表示である。

ここでお断りをさせていただく。素案の32ページのSDGsの表示内容について、ワーキンググループでの協議では、最終的に確定させるまでに至れなかった。実は継続協議として会長・副会長に一任する状態で止まっている。素案の32ページを確認いただきながら、会長・副会長と協議を行った結果の修正内容を伝えるので記述いただきたい。

最初に一番上の全てに現状の共通のゴールとして、現状では、5（ジェンダー平等を実現しよう）・8（働きがいも経済成長も）・11（住み続けられるまちづくりを）が掲載されているが、これを5（ジェンダー平等を実現しよう）・10（人や国の不平等をなくそう）・17（パートナーシップで目標を達成しよう）に変更したい。5については、ジェンダー平等についてのゴールのため変更なし。10につ

いては、5と同じ視点の考え方ということもあり、取り上げている。最後の17についてはパートナーシップをもって取り組むという意味になる。審議会からの評価でも関係課との連携を意識するようにとこれまで市へ伝えてこられたという経緯も踏まえ、17を共通ゴールといたしたい。

続いて、基本方向1。班で言えば、1班の担当になる。こちらの内容について、現状として3（すべての人に健康と福祉を）と4（質の高い教育をみんなに）が掲載されているが、これに11（住み続けられるまちづくりを）を追加する。意識づくりの根っこの部分には、わたしたちの生活基盤への意識が切っても切り離せないと考える。そういった意味で、基本方向1に11のゴールを持ってきた。

基本方向2は、現在の3つのゴールを掲載しているが、10（人や国の不平等をなくそう）を全ての共通ゴールに移動する。そして、基本方向2は2班の担当であり、8（働きがいも経済成長も）の内容は2班の担当内容である「職業生活において男女がともに働き続けるために」そのものだと考える。ここに8を共通ゴールから移動させていただく。

最後に、基本方向3。班で言えば、3班の担当となる。こちらの内容について、現在掲載している6（安全な水とトイレを世界中に）は日本では当てはまらないう意見があり、削除させていただく。その代わり11（住み続けられるまちづくりを）を困難を抱える人が安心して生活できる環境整備にはなくてはならない視点ということで追加いたしたい。

結果として基本方向1のゴール数が3つ、基本方向2が3つ、基本方向3が4つということで、数的なバランスも良くなったと考える。

次に資料7の1枚目、右下にある新たに取り組む内容と強化する内容について説明を続ける。資料8も併せてご確認いただきたい。資料8はA3用紙3枚としているが、1枚目が1班担当の目標1～3を、2枚目が2班担当の目標4～5を、最後の3枚目が3班担当の目標6～7の内容、特に担当課と現プランの取り組みについてや、朱書き部分は担当課と現在調整中の次期プランで取り組んでもらいたい事業内容について掲載している。

こちらを参考にしながら資料7の説明を聞いていただきたい。

次期プランに盛り込むなかで、新たな視点として「女性の貧困対策」を掲げている。「女性の貧困対策」については、これまでのプランでは、表立って表現しているものはなかった。しかし、今回のコロナ禍で、社会的に弱い層、例えば、非正規雇用の人や、無償労働である、家事・育児などを家庭で担う人は、「経済的リスク」が圧倒的に高いと、世間一般で多くの方が気づいたと思う。このリスクの高い人とは、女性が多くを占めており、状況を改善していかないと、コロナ禍は去っていくかも

しれないが、浮かび上がった問題はなくなる。そのため、次期プランに対策を盛り込むようにという意見があり、反映させている。具体的な取組については、目標2と目標5で取り上げている。資料8では1枚目の中段当たり、施策番号でいえば20、21番が女性の貧困対策の具体的な内容である。また、資料8の2枚目、目標5に2か所朱書きで女性の貧困対策を記載している。施策番号でいうと、77, 78, 82, 83, 84である。

女性の貧困対策について資料8を見ていただくとよく分かると思うが、現在女性の貧困対策については基本方向や7つの目標よりも下の層、しかも文章の中に掲載される形態である。市長をはじめとした市の上層部にプランの内容を説明した際に、「女性の貧困対策について記載している部分がプランの内容の下位にあるため分かりにくい。もう少し目立つように記載できないか。」という意見があった。このことについて審議会の方で協議していただきたいと思う。素案説明をここで1回区切り、ご意見をいただきたい。

(溝渕副会長) ありがとうございます。

まずSDGsの表示内容については先程の内容でよろしいか。

3班からご意見を伺いたい。

(仙頭委員) 特に問題ない。

(溝渕副会長) それでは女性の貧困対策の見せ方について協議いたしたい。

女性の貧困対策は今回から増えた取り組み内容である。市としては強調していくべきという意向ではあるが、なかなか見せ方が難しいと思う。何か案はあるか。

(佐藤会長) 見せ方を変えるというのは目標として記載するということか。

(事務局) 市の上層部から基本方向や目標の大きい枠で見せることはできないかという意見があった。

(佐藤会長) 女性の貧困対策についてはまだ練れていない部分もあり、今の内容では大きい枠に入れると、他の内容と比べて取り組み内容が少ないため違和感が出るのではないか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。実は市の上層部から意見が出された際、事務局の回答として、ご指摘のとおり女性の貧困対策について担当課で取り組む具体的な内容の数が少なく、そのような状態で大きい枠に記載するのは難しいと考え、目標などに格上げすることは今回は断念させてほしいとお伝えしている。

見せ方という点で事務局の案として、市民の方への周知である出前講座や啓発活動の際に利用する男女共同参画プランのダイジェスト版に今回の資料7のように「新

たな取り組み」として大きくトピックス的な表示で目立たせるという方法を検討している。

(佐藤会長) おっしゃる通りだと思う。現段階では大きい目標の枠に入れ込むのは一旦保留して、そのまま掲げている中で色々な取り組み内容を増やし、次のプランに反映させていくべきだと思う。

(仙頭委員) 質問をしてもよろしいか。
市の政策会議で女性の貧困対策の見せ方を変えるという意見はどのような意図があつてのことか。

(事務局) 意図としては、市の総合計画を作成する際にも新しい取り組みについて強調することで市が前進していることを見せたいというのがある。男女共同参画プランについても同じ様に新しい分野を強調するために目標に掲げて大きく見せたいという意見があつた。

(仙頭委員) 今回女性の貧困対策として掲げている施策の内容というのは、資料8に記載してある「ライフプランニングの重要性」や「正社員して働き続ける意義を若い世代に伝える」などか。

(事務局) おっしゃる通りである。現状では具体的な施策内容の数がないため、目標として記載するのは難しいと市の上層部に理解していただいている。

(佐藤会長) まだ現状のリサーチすら始まっていない段階のため、事務局がおっしゃる通りダイジェスト版で目立たせることから意識の醸成を始めていくということで問題ないと思う。

(溝渕副会長) 他に意見があればお願いしたい。

(佐藤会長) 女性の貧困について光が当たり始めたのは最近のことであるため、まだスタートにすら来ていない状態である。これからどのような方向に進んでいくか、どれぐらい尾を引くのか見えていない。その状態で本プランの前面に大きく出すのは危険だと思う。話題性に振り回されるべきではない。
ただ、現状すぐできることはやるべきだと思うので、繰り返しになるが、提案のとおりダイジェスト版で目立たせることで市民の意識を高めていくことは大切だと思う。

(鎌倉委員) 資料7の下記に記載している女性の貧困対策に係わるイコール・ペイ・デイの推移の図について意見がある。この図では一見しただけでは理解しづらい。理由として、

男性が一年間で得る賃金を 100 とした場合、女性が同じ賃金を得る日が 2021 年度では 5 月 6 日ということだが、明確な数値の記載がなく、一般的な方はこの図の仕様に見慣れていない。一年間で働いて得る男性の賃金を 100%とした場合、女性は 63%しか得られないという形の方が見やすいと思う。この図の青い横棒グラフは女性が働く日数を表しているが、一見した際、賃金の推移と読み取れて棒グラフの数も多いため、女性の方が賃金が多いと錯覚してしまう。見せ方を変えていただければと思う。

(事務局) ご意見お礼を申し上げます。イコール・ペイ・デイの活動自身 BPW という国際的な団体が行っているため、専門的な話になる。女性は男性より多い日数働かないと同じ賃金が得られないというメッセージをもう少し分かりやすく伝えられるよう検討する。

(鎌倉委員) この図からは女性が 5 ヶ月余分に働かないと同じ賃金が得られないというのが一目で分かりにくい。

(藤田委員) 意見を申し上げてよろしいか。素案の 33 ページの記載のとおり、プランの重点目標 1 が「ワーク・ライフ・バランスの推進 (職場・家庭・地域活動)」、重点目標 2 が「女性に対するあらゆる暴力の根絶 (教育・啓発・相談体制)」である。さらに今回新たに取り組もうとするのが女性の貧困対策であると、ここで少しでも示していけばいいのではと考える。いかがだろうか。

(事務局) 事務局としては大変ありがたい提案である。

(溝渕副会長) 重点目標として定めなくても良いのではないか。貧困対策は様々な施策に当てはまると思う。

(事務局) 先程の藤田委員の意見では、重点目標はこのままで、新たな取り組みということで女性の貧困対策と政治分野の男女共同参画を紹介するという方法であったかと思う。

(溝渕副会長) 失礼した。では事務局の方で検討していただきたい。

(仙頭委員) 私からも意見を申し上げてよろしいか。資料 7 の下記に記載している女性の貧困対策の内容について「正規・非正規の賃金格差」と「男女の賃金格差」が女性が貧困に陥るリスクを高めていると記載がある。ならばその賃金格差を是正する対策が必要ではないか。しかしその対策として示しているのが「社会人への啓発活動」であり、記載した原因と離れているのではないかと思う。色々有効な施策がある中で何故この対策だけ取り出したのか違和感がある。新社会人に正規社員として働き続け

た方がいいと啓発するのは一つの対策ではあるが、それよりも賃金格差の是正の方がより優先順位が高いと思う。

(佐藤会長) おっしゃることは分かる。まず根本的に考えて賃金是正が最初の対策として考えられる。意識の啓発というのはその次に考えられる対策だと思う。違和感があるということだが、賃金格差の是正をしなければならないという一文が記載されていないのはおかしいということだろうか。

(仙頭委員) その一文をぜひとも記載していただいた上で、さらに追加として啓発活動を新たに行う必要があるということであれば収まりがいいかと思う。ご検討いただきたい。

(溝渕副会長) 賃金格差の是正については国レベルの取り組みであり、なかなか市だけでは対応が難しいため、市にできる取組みとして「社会人への啓発活動」が挙げられたのだと思う。これから作成するリーフレットなどでは違和感がない形で記載をお願いしたい。

(事務局) ご意見ありがとうございます。それでは説明を続けさせていただく。資料7の1ページ目、右下から説明を続ける。

「政治分野の男女共同参画」について。こちらは取組強化をする内容ということであげさせていただいている。具体的に目標として記載しているのは目標3のところとなる。現行プランにもこの考えの記載はある。ただ、現行プランの計画期間である、この5年の間に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が平成30年に制定され、政党に議員選挙で男女の候補者数を均等にするよう促された。さらに、今年6月には、改正法が成立し、地方自治体にも「政治分野の男女共同参画が進まない障壁を調査すること」や、「模擬議会や講演会を開催し、女性議員候補者を増やすことや、育成等を行う」ことなどが例示され、取組強化が必要となった。関係課には、これまで、法改正情報などの情報共有を行っており、具体的取組について今後、意見交換して進行していく予定である。

これまでの内容を更に詳しく記載しているのが、素案の第1章、ページでは1ページから28ページ。そして第2章。ページでは29ページ以降となる。

それでは次期プランで具体的にどのような取組を行うのかを次に説明をさせていただく。なお、取組内容については、現在担当課と調整中のものもあるため、すべてが実施できるとは限らないことをあらかじめご了承をお願いします。

資料7の2ページ。7つの目標を今回掲げているが、目標ごとにポイントを複数提示し、説明の方をさせていただく。

まず基本方向1 男女共同参画の意識を高めるために から説明する。目標1は、「男女共同参画の意識づくり」ということでポイントは3つである。先の課題のところでも取り上げていないが、審議会委員から、「本当に届けたい人に情報が届いているのか」、「効果的な測定が必要ではないか」という意見があった。これを踏まえ、1番目（すべての年齢層が手軽に情報を入手できるような広報媒体の活用）と3番目（定期的に実施する意識調査とは別に効果測定を実施）の記載をしている。実際、下の参考のところにも書いている通り、男女共同参画室でSNSを使って広報をしている数は、平成28年度から今では2.7倍と、3倍近く増加しているが、アクセス数は変化がないという結果であった。情報入手方法が多様化しており、これらも踏まえ、柔軟に対応する必要があると考えている。

目標2は、「男女共同参画を推進する教育・学びの機会の充実」である。現行プランの2つの目標をひとつに統合したことは先に紹介したが、これ以外に、マルタスを活用した啓発活動に取り組むことをプランに掲載している。今年、注目された生理の貧困対策を含め、女性の貧困対策についての取り組みもこの目標の中で実施する考えである。参考のところでも紹介している事例は、市の取組ではなかなか進んでいない「がん検診の受診率向上策」について、民間企業での取組事例があり、こういった先進事例を紹介しながら、健康保持につながる取組を担当課で行っていただきたいと考えている。

つづいて目標3。「政策・方針決定過程への女性参画の推進」である。ポイントは3つ記載しているが、その中で、2つ目の「市役所の女性管理職登用に
関し、働き続けられる支援方策の研究取組」について説明させていただく。参考のところに記載しているように、本市の部課長以上の登用率は、県内平均を下回っている。だからといって、対策も講じず、数値ばかり追いかけるのでは、内容を伴った女性活躍にはならないと考える。新しい取組として、女性管理職が働き続けられる支援方策について、市役所職員による研究会を活用して方策を考えていきたい。

ここまでの、基本方向1 男女共同参画の意識を高めるために である。

続いて、基本方向2 職業生活において男女がともに働き続けるために を説明させていただく。この基本方向には2つの目標が配置されており、目標4「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」は、現行プランから引き続き、重点目標として取り組んでいく考えである。

ポイントを3つ記載しているが、ここでは、市役所が地域のモデル事業所となるよう男性育休の取得促進を図っていく、そして市内事業所にも啓発していくという点を説明させていただく。参考に記載しているが、国が、昨年からの取得促進に力をいれており、R2.4～6月の育休等の実績値が99%取得という結果（育休取得の実績値は51%。99%は育児時間などを含めた値）で、しかも、取得者の88.8%が1か

月以上の取得だったと先月末報道発表があった。ここまでの強制実施は、丸亀市において困難かもしれないが、いずれ地方にも国からの要請があるはずである。現在、イクボスの理解・促進を部課長を中心をお願いしているところであるが、育休は、いつから職場に影響がでるのか、いつまで配慮をする必要があるのか、ある程度計算できるものだと考える。今後介護が必要となる職員、病気治療と仕事を両立させないといけない職員の割合が増える可能性を考えると、できることから積極的に取り組む必要があると考える。

つづいて資料3ページ。

目標5は、「労働環境における女性活躍の整備」である。

ポイントは2つ記載しているが、特に女性の貧困対策の一環として、正規職員として就労する意義を若い世代に啓発したり、性別による賃金格差是正についての取組を検討していくことが、この目標では大きな変化である。ただ、企業の協力が必要不可欠であるため、関係課との連携も含め、できることからすすめていければと考えている。

次の目標6から 基本方向3 男女を問わず誰もが安心して暮らせるために となる。

目標6「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、現行プランから継続してもうひとつの重点課題として取り組んでいく。

現行プランにおけるこれまでの取組は、啓発の中でも被害にあったときどう対応するのかという視点が中心となっていた。主な活動は引き続き実施していくが、次期プランでは、幼児期から中学生まで発達段階に応じた教育（文科省が取り組みを進めている）や、暴力をふるう可能性のある層、例えば男性を意識した活動を担当課と協議し取り入れたいと考えている。

最後の目標7は、「困難を抱える人が安心して生活できる環境整備」ということで、今回、都市計画課だけでなく、公共施設をつくる担当課である住宅課、建設課にも、男女の視点を意識するよう、取組担当課として追加の方をさせていただきたいと現在調整中である。

大枠での説明になり申し訳ないが、以上が、各目標におけるポイント説明とさせていただきます。

最後に推進体制とその他について説明をさせていただきます。

この内容は、素案の63ページ、第4章 プランの推進 に記載している。

現行の第3次プランの進行管理は、毎年膨大な資料作成を担当課をお願いしており、負担が大きかった。また、審議会委員にも毎年同じような内容を審議することは効果より手間が多いとの反省を踏まえ、担当課に記載をお願いする年度計画や実績報告を1担当課最大3項目とし、それ以外の施策は、数値目標を掲げ、この数字を毎

年報告していただき、この数値の推移をもって進捗度を総合的に評価する方法に変更しようと考えている。今後、市長を本部長とする本部会や本審議会の審議を経て決定させていただく予定である。

最後に記載しているのは、丸亀市男女共同参画推進条例にも関係する内容である。条例第12条第2項に、「男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点施設の整備に努める」とある。

令和3年3月末、これまでの拠点であった、生涯学習センター5階のゆめの部屋を閉鎖し、丸亀市市民交流活動センター（愛称：マルタス）を活用するよう引き継いでいるが、これを具体的に市の方針として明記したのが、素案の64ページ、「2. 男女共同参画推進拠点となる仕組みづくり」である。

現在記載している内容についてはもう少し明確に、「拠点はマルタスで行い、男女共同参画と一緒に推進する人材の育成を行っていく」という2本柱で市の方針を明記したいと考えており、会長、副会長と協議した上で修正させていただこうと考えている。

以上が、お示ししている素案説明の概要である。

（溝淵副会長）以上の説明について付け加えること、意見などがあればお願いしたい。

（大池委員）目標5「労働環境における女性活躍の整備」の施策の中で女性の職域拡大への取り組みについて挙げられているが、この「女性の職域拡大」について表現方法に違和感がある。現状女性の職域が非常に狭められている、女性では入れない職域がたくさんあると、瞬間的にそのように解釈してしまう。

（事務局）第3次プランの方にも「女性の職域の拡大」の記載はあるが、職域拡大という点では現在鉄鋼業や農業分野などで経営者層では女性はあまり活躍していない。製造業についてもそういう状態だと考えている。その要因は環境整備の課題であったり、農業分野については、家庭が生産主体であり、父親と母親では父親の方が主であるという性別役割分担意識の解消がされていないことが原因であると思う。そういった課題を解決しつつ、女性が今活躍できていない職域分野でも活躍できるように取り組むことが今後必要であると考え、第3次プランから継続して掲載させていただいている。

（大池委員）職域拡大についてそのような解釈であれば理解できる。

（溝淵副会長）表現方法についてももう少し工夫をする必要があるかもしれない。

（大池委員）職域という言葉は考え方の中では意味が狭い範囲に聞こえてしまう。

(事務局) ご意見ありがとうございます。表現方法について検討させていただく。

(藤田委員) 進行管理をしていく中で、各事業課の方で数値目標を設定していくという考え方について事務局の方から説明があったが、素案を確認すると男女共同参画室の項目が非常に多いことに比べて、他の事業課の項目が少ないように思える。もう少し各事業課の方にも取り組んでいただきたい。

(事務局) 数値目標については各事業担当課の方と具体的な施策内容を協議していくことと並行して考えていく。事務局だけでなく、事業担当課の方にも提案していただき数値目標に反映していく。また、冊子にすべての目標を掲載することはなかなか難しいため、目標の中で特筆すべきものなどを掲載する予定である。

(溝渕副会長) 各事業担当課を評価するときに数値目標があった方が分かりやすいが、まだ検討の最中である。これまでどおり数値目標とモニタリング指標の二本立ての評価を行う。

(佐藤会長) 数値目標が掲げられる各事業担当課とすり合わせが必須だと思う。

(溝渕副会長) ワーキンググループでは、「講座を何回行ったか」では、どのような人が参加したのか、啓発活動にどのくらい効果があったのか分からない。改善できないか。」との意見がでた。

(佐藤会長) 積極的に一つひとつアンケートを取るなど、聞いてくれた人に効果がどれくらいあったのか分かるようなアプローチを毎回していただきたい。

(溝渕副委員) 他のご意見や、現在記載している施策以外に新しいアイデアはないか。ワーキンググループに入っていない委員の方からご意見を伺いたい。

(秋山委員) 男性の育児休業の取得について。以前から話しているが、奥さんが出産した際に旦那さんが休めるような環境にならないのかと気がかりである。旦那さんが育児休業を取得したことで助かったという奥さんの意見は必ずあるので、育児休業中男性がどのようなことをしたのか見えるようになれば、企業などに推進する際により分かりやすく取得する意味を伝えることができると思う。
育児休業を取得して「何をしたのか」、「どんなことをしてもらって助かったのか」などの具体的な感想と併せて育休のメリットなどを伝えていかなければ、意味のない育休取得につながってしまう可能性がある。

(佐藤会長) 育休を取得した人へフォローアップしていくということか。

(秋山委員) フォローアップと併せて育休を取得した結果も確認したい。個人的にも「何をしたのか」など聞いてみたい。企業側からすれば、社員が休むとなったら中小企業などは特に「意味のある休暇であればぜひ取得してほしいが、ただの休暇にはしないでほしい」という考えはあると思う。

(溝渕副会長) 第 46 号からリニューアルした男女共同参画情報紙「ゆめ」に、育児休業を取得した男性の体験記が掲載されていた。幅広い声を聞いてみることも面白い。竹田委員はいかがだろうか。

(竹田委員) 私の周りでは男性の育休取得者は少ないので、ぜひ取得者の体験を聞いてみたい。

(溝渕副会長) 行事をした報告などよりも、体験談などを広報する方が興味をひくかもしれない。

(高橋委員) 私の時代では男性が育児をするということはなく、祖父母に手助けをしてもらっていた。男性が子どものオムツを替えたりミルクをあげたりはしていなかった。しかし女性が育児をしながら働き続けるためには、やはり男性の協力が重要である。育児休業を取得することは素晴らしいことである。小さい時の子どもと接する時間はその時しかない。親子の絆にもつながっていくと思う。

また、力ある女性が何故出産を機に仕事をやめてしまうのか。女性の自立のためには経済力をつけることが一番重要である。これからの女性は働き続けていく時代である。私の時代では出産を機に退職すれば、再就職先はパートやアルバイトなどの非正規雇用しかなかった。これからの若い世代の方には、子育てと仕事を両立しながら充実した人生を歩んでいただければと思う。

(溝渕副会長) 「自分の息子が育休を取得した」など、育児休業を取得した男性の親の視点からの感想も聞いてみるのも面白いかもしれない。

(大谷委員) 私の世代では、例えば子どもが出産すれば妻が孫の世話のために大阪、名古屋、東京などに出向いていた。しかし近年は新型コロナウイルスの感染により出生率も低くなっていると思うが、今は遠方まで行くことができない。私の時代では頼れる身内が近辺にいないければ教師職や公務員などでも子育てのために仕事をやめなければならない社会だった。男性の育児休業は非常に大切である。私の息子、娘の世代の方は男性も働きながら育児に協力している。もう少し事業所の方にも男性の育児を推進してほしい。市役所に比べると一般事業所はなかなか男性の育児休業の取得率は低いと思うので改善して行ってほしい。市役所だけではなく、事業所の男性の育児休業率の統計がとれるのであればお願いしたい。

(眞鍋委員) なかなかまとまった育児休暇を取得するのは難しいと思う。1日単位、0.5日単位、あるいは時間単位などで取得させていけば、有効に育児休業を活用できると思うの

で、そういった手法をもっと各事業所の方にも周知することが効果的ではないか。
また、第4次プランの冊子作成について、できるかぎり文章の意味が分からなくな
らない程度にページ数、文字数を減らすことが大事だと思う。よろしく願います。

(中野委員) 男性の育児休業については眞鍋委員と同じく、何日も続けて取得するというよりも
子どもの送迎のためなど時間的な配慮ができればいいと思う。

また、マルタスについてプランでは「男女共同参画推進拠点」と定義しているが、
今日までマルタスで開催されたイベントには男女共同参画についてのイベントはな
かったと思う。新型コロナウイルスの影響により開催できていないのかもしれない
が、マルタスが男女共同参画推進の拠点であるという認識は私自身ない。市民に認
識してもらうために何か張り紙や月1のイベントなどは検討しているのか伺いた
い。

(事務局) 9月号の市の広報紙で周知させていただいたが、女性活躍という点で丸亀市在住の
女性映画監督を招いて、その方の作品鑑賞や、これまでのキャリアについてのお話
などを通じ、地方でも活躍できると伝えていただき、参加者同士の話し合いの場も
設け、刺激し合うことを目的とした講演会を9月21日に予定していた。しかし、
新型コロナウイルスの影響によりマルタスが閉鎖したことで延期となった。

月1のイベント開催はなかなか難しいが、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」
期間に合わせて、パープルリボン・シトラスリボンを一緒に作り、そのリボンの意
味を啓発するイベントを開催する予定である。また適宜できる範囲でイベント等
を実施していきたい。

(中野委員) マルタスは若い層がよく利用しているイメージがあるが、イベント以外でも大人も
利用しやすいという広報ができればと思う。

(溝渕副会長) 市役所だけではなく、委員の皆様にもぜひお力添えをいただきたい。

(大池委員) 先ほど実際に男性育休を取得した人に対して、アンケートなどによって実際の言葉
を聞くという意見があったが、その通りだと思う。女性のために男性が育児休業を
取得したのはいいが、「現実問題として本当にありがたいと思ったことは少ない」と
いう感想も聞こえてくることもある。これはあくまでメディアで見た感想なので、
今後のためにもそういった生の声を聞くということは必要ではないかと思う。

(溝渕副会長) 成果があったという感想だけではなく、実際に取得した際の問題点についても真摯
に向き合わなければならないと思う。

他に意見があればお願いしたい。

→意見なし

事務局から何か連絡事項等はあるか。

(事務局) 今回協議していただいた内容の中で調整がまだ必要のものがある。こちらを整理し事業担当課と協議した上で、会長・副会長に報告し最終決定といたしたい。そして市長への答申を行う前にもう一度審議会の皆様に協議していただきたい。最終調整はその機会まで可能のため引き続き内容を精査していただき、お気づきの箇所があれば個別にご指摘いただければと思う。

年末までに市議会の総務委員会にて素案の説明を行い、その後パブリックコメントの募集を実施する。12月、1月には市内2か所にて市民フォーラムを行う。12月の市民フォーラムでは佐藤会長に講師をお願いし、ワーク・ライフ・バランスの推進「女性の貧困」をメインテーマにご講演いただく。1月の市民フォーラムでは別の講師による別のテーマの講演会を予定している。会場はマルタスを予定している。これらを経て、年度末までに開催する男女共同参画審議会にて最後のご審議をいただき、3月中に市長へ答申していただく予定である。プランの運用は4月から開始できるように進めていく。

最後に事務局からお伝えする。本審議会の任期は9月29日で満了となる。今回で審議委員を終えられる方もいらっしゃると思うが、これまで資料の多い本審議会にご参加、ご協力いただき大変感謝申し上げます。今回の報告にもあったが男女共同参画に対する市民の理解や企業の取り組みは徐々にではあるが確実に前進している。これも審議会委員のみなさまからの担当課への温かいご意見があったからだと信じている。本当にありがとうございました。今後も陰ながら、時には表立って叱咤激励のお言葉等いただければ幸いです。引き続き委員をお引き受けいただくこととなった方々には次期プランでの取り組み推進に更なるご協力、よろしく願い申し上げます。

(溝渕副会長) 以上で本日の審議会を終了する。

閉会 午後3時